

貨物自動車運送取扱約款

第1条 本店における貨物自動車運送取扱は、特約のない限り、この取扱約款による。但し、取扱約款に定めのない事項については、関係の法令により、法令に定めのない事項については、慣習による。

第2条 委託者は、本店に荷物を委託する場合は、下記の事項を明告しなければならない。

- 1 荷物の品名、個数、重量及び荷造の種類
- 2 委託者及び荷受人の住所及び氏名又は商号
- 3 運賃諸料金の支払方法

第3条 委託者は、本店に荷物を委託する場合は、品名、個数、重量、委託者及び荷受人の住所及び氏名又は商号を明瞭に記載した荷札を荷物に括り付けなければならない。但し委託者はこれらの事項を荷物の外装に明記することにより荷札の括り付けを省略することができる。

第4条 委託者は、本店で荷造を引き受けた場合を除いて荷物の性質、重量、容積及び運送距離等に応じて運送に耐え且つ他の荷物に損害を与えないように荷造りをしてなければならない。本店は、荷造が不充分でも取扱上支障がないと認め且つ委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その委託に応ずることがある。

第5条 運賃及び諸料金は、認可額の定めのあるものは、認可額により、認可額の定めのないものは、実費に準じた適正額によりこれを収受する。

第6条 運賃及び諸料金は、特約のある場合を除いて、本店が荷物を運送人に引き渡したときに収受する。

第7条 本店が、運送取扱事業に関して通知又は催告をしようとする場合に、相手方若しくは相手方の所在を知ることが出来ないとき、又はこれを知ることが著しく困難なときは、通知又は催告すべき事項を店頭に掲示してこれに代える。

第8条 本店は、委託された荷物について、下記の場合に該当するときは、委託者に対して、その処置につき指図を求めることができる。委託者は、本店から前項の請求を受けたときは、当該荷物の処置につき遅滞なく指図をしなければならない。

- 1 荷受人を確知することができないとき。
- 2 荷物引渡しに関して争があるとき。
- 3 荷受人が荷物の受取りを拒んだとき。
- 4 引渡を差し止められた荷物で、相当の期間を過ぎても差し止め解除その他の処分がないとき。

第9条 当店で取扱う荷物の発着地における取扱期間は2日とし、運送期間は運送距離50料ごとに1日の割合をもって算出した日数に、集貨及び配達する場合は4日を、集貨又は配達のみとする場合は2日を加えたものとする。

当店で取扱った荷物が前項の取扱期間及び運送期間を過ぎても到着地に到着しないときは延着として、第10条に定める損害賠償の責を負う。

第10条 当店の責により荷物を滅失、毀損又は延着させた場合は、当店の悪意又は重大な過失のある場合を除き、次の基準により荷主の損害を賠償する。但し荷主が当該荷物を運送保険に附した場合はこの限りでない。

- 1 公定価格の定めのあるものは、公定価格により、公定価格の定めのないものについては、時価による。
- 2 賠償額の最高限度は、荷物1個につき金壱万円とする。但し、滅失及び毀損を伴わない延着による損害は、運賃、諸料金の合算額の2分の1までとする。

第11条 委託者は荷物を当店の委託する場合その荷物の1個の価格が壱万円を超えるものに対しては、当店は当該荷物につき運送保険に附することを請求することができる。

第12条 下記の事由による荷物の滅失、毀損又は延着については、当店は損害賠償の責任を負わない。

- 1 委託者の過失及び委託者の施した荷造の不備
- 2 荷物の傷、自然の消耗又は荷物の性質による発火、爆発、蒸れ、腐敗及び変質
- 3 暴動、政治的又は社会的騒擾その他の事変、天災地変、強盗及びその他の不可抗力
- 4 公権の発動又は法令の執行による運送の差止め、開装、没収、抑留若しくは、第三者への引渡し

この貨物自動車運送取扱約款は、昭和 51年 9月 17日から実施する。

静岡市清水区島崎町149番地の4
新興港運株式会社